

令和3年度第3回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和3年11月19日(金) 午後6時30分～午後8時00分 日野市役所5階 505会議室
出席委員	<p>会 長： 西浦 定継 (学識経験者 / 明星大学建築学部教授)</p> <p>副会長： 小池 孝範 (学識経験者 / 弁護士法人 ENISHI)</p> <p>委 員： 亀山 孝一 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 糟谷 敏美 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 田辺 真樹 (労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委 員： 伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>
<p>【次第】</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 労働報酬下限額(委託)について</p> <p>(2) 事業者ヒアリングについて</p> <p>(3) 令和2年度発注工事の運用について</p> <p>(4) 令和3年度発注工事について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
<p>2. 議事</p> <p>(1) 労働報酬下限額(委託)について</p>	
事務局	・令和4年度労働報酬下限額(委託)について、前回審議会にて決定した答申の通り1,075円で決定したことを報告。
委 員	<p>・会計年度任用職員の時給単価を上回る金額であるため、答申通りに決定するか心配していた。制度の当初に理想的な金額が設定できて大変うれしく思う。</p> <p>・設定する金額によっては、最低賃金が例年の上り幅通りに推移すれば来年10月には労働報酬下限額を上回る可能性もあるが、この金額であればその心配はないだろう。</p>
委 員	・他の自治体ではどのくらいのタイミングで委託の労働報酬下限額の答申や決定の告示が出るのか。
事務局	・近隣市では10月ごろ告示されているのを確認している。
委 員	・理想的な金額設定をすることも大事だが、今後は他自治体の状況の動向も伺いながら検討していてもいいのでは。
<p>(2) 事業者ヒアリングについて</p>	
事務局	・10月29日に実施した事業者ヒアリングの内容について報告

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に有意義な機会であった。今後も継続して実施することで公契約条例のしっかりとした運用につながるのではないかとと思う。 ・元請の事業者は条例についてしっかり理解をしている一方で、下請の事業者や労働者の理解はあまり進んでいない様子であり、大きな課題であると感じた。 ・労働者へ周知を進める上で、自身がどの工種の労務単価が適用されているのか説明を受けるなど把握をする機会が必要。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・周知などの取り組みが上手くできている事業者の事例を他の事業者へ共有できる仕組みの検討をしてもらいたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現場にて条例に係る事務作業の負担への訴えの声があった他、会社へのメリットを問う声もあった。事業者へのメリットについては説明できる材料があってもいいと思う。 ・他社における取組やこれまでの状況の分析などのフィードバックをしてほしいなどという話もあった。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・良い取り組みの事例のフィードバックや公表などは必要ではないかと思う。 ・ヒアリングについては今後も継続されるだろうが、次回はいつか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現在施工中の対象工事が少なくなってきているので、次年度実施の予定。実施の際には早めに計画を立てて実施したい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ここまで挙がっている現場からの要望や課題を今後継続して審議会で検討していきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は事業者から上がった改善点や要望についての審議会での審議状況や、条例の運用状況などを事業者と共有できるようにしていき、その中で条例への理解を深めてもらえるような取り組みが出来ればと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、審議会の議事内容として組み込み、継続的に審議していく必要があると思う。
(3) 令和2年度発注工事の運用状況について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に契約を締結した条例対象工事の台帳の提出状況などを報告
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された台帳を確認した中で、市内業者が下請けとして多くを占めている工事があった。とても嬉しく思う。 ・他の事業者においても少しずついいので市内事業者の活用が進めばと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・先のヒアリングの報告でもあったが、工種が多い工事に関しては労働者が自身の労務単価の適用工種を把握することが必要だと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の負担は増やしたくないが、一方で雇用事業主が労働者に労務単価の適用工種を説明する義務はどこかで課すべきかと思う。 ・日野市に限った課題ではないが、公契約の中で改善されるべき点の1つだと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の義務を条例や規則に盛り込むにはどのような手続きを踏む必要があるのか。

事務局	・条例の場合は議会にかける必要がある。規則の場合は市長の決裁で可能となる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例や規則となると義務が重すぎるように思う。当面は契約時に依頼したり、手引きに記載するなど事業者をお願いをすることから始めるほうがよいのではないか。 ・ 来年度からは委託契約の公契約条例の適用が始まり、そこでも問題が出てくる可能性がある。それも踏まえて手引きへの記載等の対応を検討してもいいと思う。
会長	・ 次回までに考えて、方向性だけでも検討しましょう。
(4) 令和3年度発注工事について	
事務局	・ 令和3年度公契約条例対象となっていた工事が不調となったことを報告
委員	・ 今後の対応について決まり次第報告をして欲しい。
(5) その他	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年第1回審議会において提案をした条例・規則の中に「上位事業者が回事業者に対して法定福利費を含む必要経費の支払いをすること」といった文言を記載すること及びその確認の実施についての検討を進めたいと考えている。 ・ このことについてご意見を伺えればと思う。 ・ 公契約条例の目的はダンプの防止であり、国土交通省からも下請契約の改善についての通知が出ている中で、実現できれば建設業界の抱える問題の改善につながる取り組みになるのではないかと考えている。 ・ また、この件について今後審議会の正式な議題として取り上げてほしい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考え方については賛成するが、条例の趣旨から考えると「法定福利費を含む必要経費」のみを抜き出して条例に反映させることは必要だろうか。 ・ 確認においても事業者に対して該当する経費のみを積算し根拠を出させるのか、そのことは可能なのかといった疑問がある。 ・ 台帳提出が煩雑だという声もある中でさらなる負担を増やすことも事業者に理解してもらえるかという不安もある。 ・ 条例に反映させて確認すべき項目かということも含めて慎重な検討が必要だと思う。
委員	・ 条例に反映させるさせないは別として解決方法というのがあってもいいと思うが、まずは必要経費の支払いについての実態が知りたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の積算では工事内容に対して金額を積み上げていくのに対し、公契約条例は労働日数、時間に対して労務単価をかけるといった考え方の違いがある。その中で一概に労務単価に対して計算した必要経費の支払いの確認を求めることは難しいと思う。 ・ 条例に反映させるのは時期尚早ではないかと思う。

会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・重要なことではあるが、運用については考慮すべき点が多いように思う。引き続き検討していくと同時に情報提供をお願いしたい。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・そのほかに1点要望がある。 ・公契約条例の適用範囲を今後委託や指定管理へと広げていくうえで、事業者への周知はもちろんだが、市民への周知を図ることも検討してもらいたい。 ・公契約条例はエッセンシャルワーカーといわれるような市民サービスに携わる人たちを守る条例であり、市民の暮らしの向上につながる条例であることを宣伝してもいいように思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・今いただいたご意見については検討させていただきたい。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する条例やSDGsに関わる条例は市民に分かりやすく説明をしている自治体も多い。 ・公契約条例は市民から「業者に関係する堅苦しい条例」のように思われがちであるが、市民の暮らしの向上を目的として制定している条例であり、日野市はそのような条例がある市であるというアピールをしていただければと思う。